

平成26年第1回臨時会

御宿町議会会議録

平成26年11月20日 開会

平成26年11月20日 閉会

御 宿 町 議 会

平成26年御宿町議会第1回臨時会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (11月20日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	6
会期の決定について	6
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	14
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	26
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	27
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	28
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	30
議案第7号の上程、説明、質疑、採決	31
閉会の宣告	33
署名議員	34

告示第49号

平成26年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月14日

御宿町長 石田 義 廣

記

1. 期 日 平成26年11月20日

2. 場 所 御 宿 町 役 場 議 場

3. 付議事件

1. 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
2. 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3. 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
4. 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号
5. 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号
6. 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号
7. 平成26年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号

平成26年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成26年11月20日（木曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 5 議案第 3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号
- 日程第 7 議案第 5号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号
- 日程第 8 議案第 6号 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号
- 日程第 9 議案第 7号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主査	古畑貴子君
------	-------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

議員の皆さまには、ご多用のところご出席をいただきましてご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は11人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成26年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定願います。

(午前10時00分)

◎町長あいさつ

○議長（中村俊六郎君） 日程に先立ちまして、石田町長よりあいさつとあわせて提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、平成26年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本臨時会に提案いたします案件は、人事院勧告等に基づく給料改定等による条例改正案3議案とまた、これに伴う予算の人件費の調整といった平成26年度一般会計補正予算案をはじめとする予算案件4議案の計7議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由について申し上げます。

まず、今臨時会でご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定する必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして

は、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合や通勤手当等を改定する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の任期付職員の給料月額、期末手当の支給割合を改定する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

議案第4号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算案第3号については、平成26年度御宿町水道事業会計第3条予算「収益的支出」から346万4千円を減額し、収益的支出の総額を3億3,194万9千円にするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

議案第5号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案第2号については、歳入歳出それぞれ34万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ13億4,205万3千円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

なお、本補正予算につきましては、去る11月10日に、国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます

議案第6号 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算案第2号については、歳入歳出ともに63万1千円を追加し、補正後の予算総額を9億2,159万円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を行うものです。

補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、平成25年度からの繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

議案第7号 平成26年度御宿町一般会計補正予算案第3号につきましては、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに515万4千円を追加し、補正後の予算総額を31億7,457万6千円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

財源としましては、平成25年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

ただ今、申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますよう冒頭のあいさつとさせていただきます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

3番、石井芳清君、2番、□井茂夫君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づくもので、関連がございますので、まず、それぞれの議案説明の前に配布いたしました資料により、「人事院勧告」「千葉県人事委員会勧告」の内容、また、これらを受けての「町における給与改定の内容」についてご説明させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の後につけてあります資料の1ページをご覧ください。

本年8月7日に人事院から「平成26年人事院勧告」及び「公務員人事管理に関する報告」がございまして、また、これを受け、10月10日には千葉県人事委員会から「職員の給与等に関する報告」及び「勧告」がございました。

中段からの「千葉県人事委員会勧告」は、人事院勧告の内容に準じておりまして、給与につきましては、民間給与との較差等を埋めるため、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて、給料について平成26年4月からの平均0.3%の引き上げの改定をおこなっております。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、初任給は給料月額を2,000円引き上げる改定です。

また、通勤手当につきましても民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じて引き上げを行っています。

期末・勤勉手当につきましても、0.15月分引き上げ、現行の年間支給月額3.95月を4.10月とし、平成26年度の引き上げ分につきましては12月期の勤勉手当で引き上げる内容となっております。

4ページをご覧いただきたいと思いますが、御宿町における給与改定案の内容ですが、町におきましても、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づきまして、給与の改定をお願いするものでございます。職員の給料を若年層に重点をおいて、平均0.3%引き上げます。初任給についてそれぞれ2,000円引き上げます。

また、通勤手当について、国と同様に、使用区分に応じ引き上げます。

期末・勤勉手当につきましても、0.15月分引き上げ、現行の年間支給月額3.95月を4.10月とし、平成26年度の引き上げ分につきましては12月期の勤勉手当で引き上げる内容となっております。

なお、今回の人事院や県人事委員会の勧告には、給与制度の総合的な見直しとして、平成27年4月以降の給料について1級と2級の一般職員を除く職員の給料引き下げや、管理職手当を支給される職員が災害等への対応で、平日深夜、午前0時から午前5時までの間、勤務した場合の管理職員特別勤務手当などの支給といった改正がございまして、これらの改正につきましては、今回とは別に、総務常任委員会へ説明し、3月定例会に上程させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お戻りいただきまして、議案第1号、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

新旧対照表と次のページの資料をご覧いただきたいと思います。

町の特別職・町長及び教育長の期末手当につきましては、従来より一般職の職員に準じて引き上げや、引き下げを行ってまいりました。

今回、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を受けまして、一般職の職員の期末・勤勉手当が0.15月分増額されることから、町長、教育長の期末手当につきましても0.15月分引き上げさせていただくものでございます。

平成26年12月分の期末手当につきましては、0.15月分引上げ、2.15月分に、平成27年度からは、6月分を0.075月引き上げた1.925月に、12月分を0.075月引き上げた2.075月に、合計4.0月とするものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

人事院勧告と千葉県の人事委員会ということで、一般職の勧告は給料値上げと通勤手当あるいは今度、特別職のそれは先送りということの中で、基本的に1号議案から3号議案まで賛成という考えで質問させていただきます。

大変わかりやすい説明だったんですけど、わかりやすすぎて素朴な疑問が2、3浮かんできました。それについてちょっと質疑させていただければと。

まず、期末手当は給与の一部ととらえてよろしいのかということと、この人事院勧告あるいは千葉県の人事委員会の勧告は一般職ということで、その特別職に言及しているのかと。とりあえず、この2点。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 期末手当については、給与の中に含まれます。人事院勧告、千葉県の人事院の勧告については、一般職についての勧告でありまして、特別職については、特段ありません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ということで、これは、勧告に基づかない町長自らの判断のその背景ということで理解いたします。そういう中で、御宿町は、他の市町村とはちょっと違っておりますので、まず木原課長、2年前の50%減額の条例を読上げてください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 条例読上げます。「町長等の給料の特例に関する条例」。町長及び副町長に係る平成25年1月25日から平成28年12月23日までにおける給与の月額、特別職の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、給与の規定による。

町長はその100分の50に、副町長はその100分の30に相当する金額を減額とする。

○9番（瀧口義雄君） 給与には期限がついているでしょう。議長。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今、時限立法で期限が決まってるんじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、読上げました通りに平成28年12月23日までの間におけるものです。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ということで、この時限立法という中で、町長が自ら公約して、50%にしたと。今回の値上げの期末手当は給料に含まれるという考えね。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

ちょっと待って。急ぐなあなた。ということは、給与全体の話しですよ。本給はいじくらない。なぜ本給はいじくらないのか。他の職員は本給をいじくっていると。特別職は本給いじくなくて期末手当だけだと。これを上げる根拠ですよ、まず。

まず、この期末手当を上げる根拠を示していただきたい。町長ですから、いくらでも提案できます。自ら。ということで提案は自由です。給料に対しても何に対しても自由でございます。私は、給料を上げることに賛成でございます。そういう中で、勧告は一般職ですよ。御宿町は、他の町村と違うように町長自ら、選挙の1丁目1番地でこれを出して、当選してきたわけですよ。

これはあなた給与に含まれるといってるんですよ。これは値上げなんですよ。本給にいじくってないのは、わかってます。それで、期末手当の利率が上がっていけばそれだけ全体が膨らむということは、50%当時のね、言ったことを変えちゃうと。4年間という時限立法の中で、それは約束した話なんですよ。これは答弁しますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ちょっと私の滑舌が悪くて、ご理解いただけなかったと思うん

ですけど、期末手当。これについては、給料じゃなくて給与に含まれるということでございます。今回、給与も職員は勧告で上げると。期末勤勉手当の中で、給与についても改正があるということです。町長の条例については、先ほど示しましたように平成25年1月25日から平成28年12月23日までの給料の月額を減額をするということでございます。

以前職員がやっぱり下がった時の22年だと思いますが、これについて町長も期末手当を職員に準じて減額しております。以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 給与と給料の違い。それは町長専用車の公用車の違いみたいなものだと思うんですよ。町長専用車なんかないんですよ。公用車なんですよ。全部。わかりますよね。それと同じようにこれは、給与、給料ね。これは給与の中にその期末手当も含まれていると。給与改正ですよ。こちらは給料だと言っている。表は確かに給料表になっていますよ。給料表と期末手当を併せて給与なんですよ。わかりますよね。あなたが出したあれなんですから。

だから、これは明らかに、他の市町村は別としても御宿は給与全体が上がっているということです。あなた、これは給料だと言っている。時限立法は。先ほど、町長専用車と言ってるんだけど、町の仕分けは全部公用車ですよ。それを廃止したと言って今、公用車を使っているのと同じ論理ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 繰返しの説明になりますが、この条例の中では、この間における給与の全額を減ずることになっています。本則ですと、76万の町長の給料が、満額決まっています。今回給与の改定も含まれるので、それについては、職員に準じてやっていると。職員の方で、給与の平均で0.3%改定がありますが、それとは別に職員は勤勉手当を上げるということになっています。町長は、期末手当の方を給料の方で、給与はいじりませんが、それを上げると。引上げをお願いするというところでございます。

○9番（瀧口義雄君） 説明になってないよ。なんで上げるの。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 職員は一般職は解るんですよ。人事院勧告に基づいてやってる。町長はそういう公約をしていて、なんで上げるのかって。僕は上げることは賛成だと言っている。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほど説明しましたように、町長の期末手当については、人事

院勧告で職員が引下げになるときは、併せて引下げです。今回、期末手当についても職員の勤勉手当が上がると併せて引上げをお願いするということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あなた、それは説明になっていないんですよ。職員を上げるというのは、ちゃんと人事院勧告の根拠があるんですよ。というのは50%ジャストなのか、以下なのか、以上なのかという中で、50%超えないという中で、下げるという話の中で、それは当然本人が意識している。それは上げないという50%の範囲内でやっている。給与は全体でそういう話しなんですよ。あなたが言っている根拠はないんですよ。はっきり言って公約を破棄して、やるんだという方がすっきりすると思う。それと、先ほど読上げた中で、教育長がつれしょんみたいになっちゃって大変可哀想なんですけど。副町長まで話をするんですけど、教育長は町長部局じゃないよね。その辺の説明もないよね。本来なら公約には教育長の減額は謳ってないんですよ。行政の一環でそういう形になってるんですけど、それは1つの条件みたいになっちゃって、隣で大変聞き苦しいんでしょうけど。本来自ら公約したものだから、それは結構なんですけど、副町長にもそういう形で乗ってきちゃってると。

副町長もそういう形でのってきちゃってると。はたしてこれでいいものかと、いうものはありますよ。当てはまってないですよ。答弁が。これは給与としてのってますよね。期末手当は給与の一環だと。あなたは今度、給料表だと。それは詭弁ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 何度も説明しますが、この町長等の給料等の特例に関する条例は、その条例の間の給料の月額に対する減額ということで規定されています。

また、説明がなく大変失礼しましたが、教育長の給与に関する条例の中で、この中では教育長の給料は特別職の給料、一般職の給料及び旅費に関する条例に規定する期末手当を支給することが条例で定めてありますので、特別職の給料及び旅費に関する条例の一部改正に準じるということです。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前段者が言いましたが、今一つ確認させていただきたいと思いますが。町長の公約というのは一体何なのかということ町長自身から何を指すのかと。あなたの公約は何を指すのかと。そのことが、今、議論になってるんですね。答弁者と質問者の議論が噛み合わなかったと、私

は聞いてて理解したのですが。

それでは町長ご自身の公約とは何を指すのか。50%。それについて町長ご自身から答弁いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の公約に基づいて条例を定めていただいたと、私は考えております。今、総務課長が申しあげました条例に定める給料と私は考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 口で言えばそうなのでしょうけど、違いというのは、もう一度説明していただけますか。給料と給与の違いというのは、何回もおっしゃってますが、よくわからないんですよ。聞いてて。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 給料につきましては、給料表に決められた月額。その等級に基づいていくらというものが、給与ございます。

月々支給される、その他に手当。期末勤勉手当とか含めますと給料ということになります。条例の中で、町長が特例の中で行っているのは給料の月額を減額するという条例で定めてあります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） はっきり給料については変更しないと。町長の給料については変更しないと。減額条例については、変更しないと。給料ってことですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 給料の減額自体は変えておりません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。ですから、そういう面では公約どおりであると、いうことなわけですよ。そういうことを最初にきちんと説明していただければいいということなんじゃないですか。

要するに、町長の公約については、公約どおりだということなわけですよ。そういう説明がないじゃないですか。それで、私が聞きたいのは、今回の人事院勧告でありますけれど、これは何年ぶりなのかと。先ほど説明を受けたかも知れませんが、改めてお聞きしたいと思います。それで、この間国民の一般給与、実質15か月間マイナスだと言われております。それが実態だ

と思います。そういう面では、今回の給与。言いたいことは完全労力ですよね。消費税が値上る。年金が下がる。医療も負担が増になる。それから諸物価、ガソリン、それから寒くなってきましたから灯油、ガス。こうした生活必需品がどんどん値上がっていくと。そうですね。いろんな物が値上がっていくと。この1年間というのが実態だと思います。この間職員のみなさん、先ほど説明もありましたけども、ずっと給与減額してきました。いわゆる財布の紐がだんだん固くなっちゃうわけじゃないですか。将来に希望が持てないと。そこを変えていくのが大事だというふうに考えるわけでありませう。町長にお聞きしたいと思ひます。今般の人事院勧告による給与の引上げですよね。一般職含めて。人勧の提案ということで質疑をしていますよね。それについて町長として、給料引上げということにどういふふうにご考へておられるのか。私は今こそ必要だと。町民の懐を温めると。そのためにも、そういう方向性に行政も向かって行くということが大事だと考へるわけでありませうけれど、長としてはどのように考へておられるか。考へをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ほんとに職員の皆さまについては、日々一生懸命仕事をしていただいと申します。このように人事院勧告が出ますので、やはり民間の経済動向があったという中での基準が示されるわけでありませうが、そういったことに基づきまして、上がるということは非常によかったなと私は考へております。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回、人事院が示した公務員の給与の引上げ。これについては概ね7年ぶりに引き上げるといふことではございませう。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めませう。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あの、これ町長本人の話しですから、2年前と6年前の町長、減額のところだけ、読上げていただけないでしょうか。

（総務課長が「はい、議長」と呼ぶ）

○9番（瀧口義雄君） いや、あなたが読上げる話しじゃないでしょ。

- 議長（中村俊六郎君） なに。条例を。
- 9番（瀧口義雄君） 違う。
- 議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。
- 9番（瀧口義雄君） 2年前と6年前に出した公約のビラがありますよね。あそこで給与減額に関するものが載ってたと思いますけど。それをちょっと読上げていただけないでしょうか。給与か給料か。
- 議長（中村俊六郎君） ある。石田町長。
- 町長（石田義廣君） 私はですね、給料50%カットするという公約を掲げて記載したと考
えております。
- 議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。
- 本案につきましては、討論をしりやくして採決いたします。
- これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。
- これにより議案第1号の採決を行います。この採決は、挙手によって行います。議案第1号
に賛成の方は挙手願います。
- （挙手多数）
- 議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。よって議案第1号は原案のとおり可決することに
決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について議題といたします。
- 木原総務課長より議案の説明を求めます。
- 木原総務課長。
- 総務課長（木原政吉君） それでは、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の
一部を改正する条例についてご説明いたします。
- 新旧対照表及び後ろに添付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容につきましては冒頭ご説明いたしましたが、本案は、これを受けました一般職の職員の給与等の改正であります。

新旧対象表の1ページから7ページにかけての第1条関係の改正は、通勤手当と給料の改正になっています

通勤手当は、イ、プラス100円の増額該当者が15名、エ、プラス1,100円の増額該当者が1名となっています。

2ページからの給料表につきましては、1級は最大で2,000円の増額、2級は最大1,900円の増額、3級は最大1,700円の増額、4級は最大1,600円の増額、5級・6級は最大1,500円の増額、7級は最大1,300円の増額となっております。

また、7ページ目の再任用職員については、増減はなく、任期付職員については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条で規定する公務の能率的運営を確保するために採用された職員及び第4条に規定する短時間勤務職員が該当しますが、最大2,000円の増額となっています。

次に、新旧対照表8ページの第2条関係ですが、平成26年度の12月分の勤勉手当に関する改正で、26年度については、12月支給分の勤勉手当に、勧告で出された「100分の15月分」を加算し、「100分の67.5」から「100分の82.5」とするものです。

また、再任用職員も、勧告に準じて「100分の5月分」加算し、「100分の32.5」から「100分の37.5」とするものです。

なお、附則において7級職の55歳以上の職員は、現在、給料や勤勉手当など1.5%減額されておりますが、100分の15月分勤勉手当が上がる分、 $1.5\% \times 0.15$ 月分=100分の0.225を改正前の「100分の1.0125」に足した「100分の1.2375」とし、同じく9ページですが「100分の67.5」から「100分の82.5」とするものです。

10ページからの第3条関係についてですが、平成27年度分からの勤勉手当の支給に関する規定で、平成27年度からは、勤勉手当の勧告増加分「100分の15月分」を2で割り、「100分の7.5月分」を「100分の82.5」から引いて、「100分の75」とするものです。

また、再任用職員も、勧告に準じて「100分の5月分」を2で割り、「100分の2.5月分」を「100分の37.5」から引いて、「100分の35」とするものです。

なお、附則につきましては、第2条関係と同様、7級職の55歳以上職員は、「100分の7.5月分」勤勉手当が下がる分、1.5%かける0.075月分は100分の0.1125を改正前の「100分の1.2375」から引いた「100分の1.125」とし、同じく、11ページ、「100分の82.5」から「100

分の75」とするものです。

附則については、第1条は施行期日等であり、第1項で第2条関係は、公布の日から施行となり、第3条関係は、平成27年4月1日からの施行となります。

また、第2項において、第1条関係は平成26年4月1日からの適用となります。

本条例の改正に伴います影響額といたしましては、一般職全体、各特別会計含むで、通勤手当の増加分を併せて約693万円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） まずこの説明はよく理解できました。というので、ちょっと補足説明をお願いしたいんですけども、資料の2ページ、4ページで初任給という形で、大卒と高卒があります。それとまた、初任給という形で4ページでございますね、一般行政職等学歴、免許等という形でこの違いを説明していただきたいのと、高卒以上とかいてあります。2ページですね。初任給試験。高卒、まあ年齢制限もありましょうが、高卒以上というものに関しては、大卒も高卒以上ですから、受けれますと。これ1点ね。

それともう1つは、この専門職ございますね。その保健師、社会福祉士、栄養士、主任介護専門員。これは年齢がありますけれど、これどこにどういう形ではまっていけるのか。ちょっと3点をお願いしたいんですけど。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 大卒の方がですね、高卒の資格を募集したときに受けれるか。これが1つ目の質問ですよ。御宿町ではあまり例がないと言いますか、例えば聞いている話では…。

（「ちょっと聞こえない。」と呼ぶ者あり）

○総務課長（木原政吉君） 御宿町では、そういった例はこの数年ないのですが、聞いている範囲では、例えば近隣で専門職受けた場合には、大卒の資格で高卒を受けるといふ事例があるというふう聞いております。

それと専門職が、どこにあてはまるかということ。

（瀧口義雄議員「いや、もう1つある。2ページと4ページの違いの説明。」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） 初任給のこれはですね、県の人勧の初任給、2ページの上段につ

いては、そうなっていると思います。高卒、大卒ということで、上級の試験を受けた者。これについての初任給の規定です。4ページについては、町の初任給についての定めでございまして、これについては一般職の職員の初任給及び昇給等の基準における規則の定めの中で、これについて定めて、町の定めを負うと決めてあるものです。

それと、専門職がどの給与に該当するののかということですが、専門職については、同じく、一般職の職員の初任給及び昇給の規則の中で一般職については、高卒、大卒ここに当てはめて決めております。大卒の資格のある者については、例えば保育士、社会福祉士等がございしますが、これらとも出た学校の学歴において初任給を決めております。これについては、例えば大多喜町、いすみ市、勝浦市近隣も専門職用の職級を決めて収めているわけではなく、高卒、短大卒、大卒、この中でその中に当てはめて、初任給をきめているという状況でございします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ようするに1表しかないで、専門職用の給料表はないと。1表での給与表に当てはめてやっていると。それは資格に関係なく、その大卒で何年たつてると、高卒短大という形の給与体系だということの理解でよろしいですね。そういう中で、保育士がなぜ5等級止まりなのか。その根拠はどこにあるんですか。今の話しでいけば、可能性として7等級までいけると。その辺の状況を説明していただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 保育士、御宿町ではご指摘のとおり、所長は5級。

（瀧口義雄議員「所長は5級じゃないですよ。」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） これについて、やはり一般職の職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の別表第1の中で、「所長については5級とする」ということが決められております。ただし管理職手当については、6級職と同等の5級の保育所の所長についても同等に支給するという事になっております。

先ほど、郡内の例で初任給を当てはめる基準についてはご説明いたしましたが、保育所の基準については、大多喜町及びいすみ市では6級職はとめてあるというふうに聞いております。

また、御宿と同様に勝浦市では、5級職が所長ということでございます。今基準にそつてです、当てはめを実施しているという状況でございします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは内規でこうやってるんでしょうけど、それをする根拠ですよ。あなた達は可能性として、7級職までいけると。保育所の所長は5等級でも以上でもかまわないんですけど、6等級、7等級へ一般職として採用する場合あがれないと。これは公務員としておかしいんじゃないですか。その専門職で雇っていく中で、1表しかない。採用時あるいは募集時に保母は5等級までしかできないという、保険屋と同じですよ。そういう条件提示をして辞令をだしているのかどうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 募集時にですね、保育所が今の5級で所長だという条件について募集はしておりません。これについては、私も前総務課長から引継いだのですが、例えば大多喜とかいすみ市等が6級職にしてありますので、それについて検討してくれるようにという引継ぎは受けております。御宿町については、やはり大多喜町、いすみ市がそういう状況でございますので、今現在、保育所については、今後の検討については進めております。それに見合わせてですね、今後課題で、6級職にしていくということも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 木原課長。それはおかしいですよ。要するに採用条件を提示しないで、募集していると。これは全くの違反ですよ。事例でも出してないと。聞いてますか。近隣がそれだから良いという話じゃないでしょ。所長は5等級でも6等級でも3等級でもなれるという形であれば、それでいいですよ。職員として、7等級までの壁を作っちゃってるじゃないですか。私はそれがおかしいと。なんでその内規がでてきて、保育所だけがなぜそうなんだと。社会福祉士、栄養士、主任介護専門員、これは壁がないんですか。5等級で終わりなんですか。所長になれたってなれなくたって、あなた達の方だって課長になれなくたって7等級いるでしょ。それと同じですよ。なんでそこにこっちの専門職は上の可能性まである。こっちは所長は5等級ですけど、所長になれなかったって7等級までの階段があつてしかるべき公務員じゃないですか。

隣がやっているから、赤信号と同じですよ。そんなのは、常識で通らないですよ。隣がやっているからいいという話じゃない。だからそれが何に基づいてそうやってるのかと。専門職ですよ。で、最初の話しに戻すと専門職としては、どういう形で採用しているかという話もありますけれど、この学歴免許等という形の中で、4ページね。資料の。高卒、短卒、大卒という形

でこういう方法を決めていってると。特別に別表があるわけじゃないという形の中で平等じゃないですか。この社会福祉士と保健師、栄養士、これ皆有資格者ですよ。保健師も保育士もそうですよ。なんで、ここに差があるんですか。それを教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほども説明しましたように、初任給の規則の中でですね、決めてあるし…。

（瀧口義雄議員「だから決めた根拠を教えてくださいって言ってるんだよ。」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 決めた根拠を教えてくださいと。社会福祉士とかそういうものは5等級、7等級まで上がれる権利をもっていると。なんで保育士が5等級止まりなのかと。所長、5等級だっていいんですよ。なんだっていいんですよ。それは1つの役職ですから。保育士が7等級までいけないという壁を作っている、その根拠は何ですかと聞いている。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午前10時55分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き会議を再開します。

（午前11時35分）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 1号議案で、不適切な議会の品位を汚すと「つれしょん」ということなので、訂正させてください。

○議長（中村俊六郎君） はい。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 貴重なお時間をいただきまして、誠にすみません。

休憩前にいただきましたご意見につきましては、充分検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 検討するということですけど、これは明らかに問題があると思っておりますから。問題の解消に向けての作業をしてください。

それでは、次に移ります。

確か、4、5年前、上級職の一般行政ですね、募集してゼロだったという記憶があるんですけど。それでこの初級のほうで、オーバーして採用したケースがあったと思うんですよ。これについて、給与体系がどうなっているのか。

それともう1点は、勧告とは別に町長の権限の範囲で昇給をやってますよね。号をあげるのと、町長の裁量の範囲で。号の昇給っていうんですか。あと等級の昇給やってますよね。それが今年度どのくらいあったのか。号の昇給どのくらいあって、等級があって給料面がどのくらい上がったのか。この2点。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 1点目ですね、上級職を初級で採用したという…。

（瀧口義雄議員「いや、そういうことじゃない。」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） ご質問が4、5年前ということで、ご質問いただきましたけれど、当時の資料を今持っていませんので、後日ですね、調べてお答えしたいと思いますけども。それと同じくですね、今年4月ということでしょうか。

（瀧口義雄議員「そうです。4月からね。」と呼ぶ）

○9番（瀧口義雄君） 議長、もう一回説明します。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 給与上がりますよね。評価して給与。要するに人事院勧告だけでなく、7年間上がってなかったということではなくて、年1回見直しやりますよね。それがどのくらいになったのかと、いうことですよ。人事院の勧告だけでなく、町独自で給料の見直しをやってると。現実にそれが、今まで表に出た現実になつたのかと、号俸が上がった人、等級と号俸が上がった人。それが月のよって違うでしょうから、昇給の具合が。一律に3月31日上がるかという話でもないでしょう。じゃあ、トータルでどうなったのかということです。人事院勧告だけでないんですよ。町独自で給料も見直してますよ。評価があつて見直してるということは、前に総務課長が答えてますから、勤務評定とかそういう形でやってますから。それが今回は693万上がるというのは、人勧のやつで、別で町では独自に給料上げてますという。それを今、聞いているんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご質問のですね、町長の判断で職員を昇給させるという辞令は

過去にごございましたけど、直近また数年では、それに対する物はございません。ご質問の中の給料が上がったのは、どの程度昇格した人がいるのかは、それについては、大変申し訳ありませんが、手元に今、資料がございませんので、後日ご報告させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今の話しを聞くと給料が全然上がってない。いう答弁ですよ。10年前に入った人も上がってないの。そういう答弁だったよね。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 4月1日にですね、通常上がりますが、その額、またはそれが何号俸、何人が昇格したかというご質問かと思いますが、それについて手持ちに資料がございませんので、後日、ご報告させていただきたいと思います。

私が今前段で答えたのはですね、かつて町長の判断で定期よりも別に特別昇給等が過去にありました。それについては、ここ数年はないという説明をさせていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは訂正してくださいよ。定期昇給だけということですね。定期昇給の中で裁量はないのね。要するに例えば、6等級の人が号俸が例えば20としても、それは定期でどういう形で上げるんですか。2号俸ずつ上げていくんですか。1号俸の人もいたと聞いてますよ。だからみんな1号俸ずつ定期昇給で上がっていくのかと。いや、僕はそういうことはないと思いますけど。じゃ勤務評定の意味がないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 公務員の給料について年齢等によって、または職階によって昇給の度合いが違くと。例えば普通ですと、4号俸アップ、1年で上がっていきます。昔、瀧口議員が言った1号俸っていうのは、4つに分けられます。そういう面で行くと55歳以上の職員については、前回ご決定いただきましたけど1号俸ずつ上がっていくと。年齢によってですね。それ以外の輪かい職員については、通常は4つ上がるということですが、やはり、今ご指摘のとおり勤務評定について反映させますので、場合によっては評価が著しく悪い場合については、停止ということになります。

（瀧口義雄議員「言ってることが、違うじゃないかよ。」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） どの程度、全体で下げたかということも、後日説明させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それはあんた、言ってることが違うじゃない。それは定期昇給って言うのは、決まった額だけ上がっていくって話でしょ。そこに町長の裁量が入ってきて上げるか上げないか。いくつ上げるかという話が入ってくるから、それはやっぱり判断じゃないですか。一律にね、1号俸の人は2つ上げるとか、6等級の人は1つ上げるとか。そういう基準であげていくというさっきの答弁ですよ。今になれば、評価して上げていくと。だから、その評価の基準がそれはそちらの裁量ですけど、そういうものが、あなたないと言っている。だから定期昇給って話でずらしちゃってるけど、定期昇給といたってそこに何号俸上げるのかという、あるいは等級を上げるか、それはやっぱり評価があるんじゃないですか。評価がないなら勤務評定をつける必要なんてないじゃないですか。だから変化があるというのを聞いたら、あなた、ないと、定期昇給だけだと。答弁が違ってますよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 私の理解が、また説明が悪くて大変申し訳ありません。上がる月が月々じゃなくて、例えば4月ですね。

（瀧口義雄議員「あなた、それ言ったじゃんよ。」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） 4月で基本的に上げているということですね、当然、御宿町勤務評定をやっておりますので、職員については、一般職については、課長が評価して最終的な評価はきまりの中で総務課長が行うことになっています。町長が行うのは課長について町長が調整するということになっています。

○9番（瀧口義雄君） だから、あるじゃないかよ。議長。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 答弁が2通り出て来たじゃないですか。そういう中で、私の聞いているのは、どのくらい上がったのか、ということにあなたは、定期昇給だけでないと言っているじゃないですか。今言えば、ちゃんとあるじゃないですか。あるものは、今はないんでしょうけども、データがないという中で、答弁が違ってるんですよ。言ってるのが。その辺を最初からこの給与に対して上げるのは結構だと、賛成すると言ってる中で、人勧だけじゃなくて、町でも独自で定期昇給も含めて、あるいは判断でも上がっていくと。じゃ、その幅はどのくらいあるのかと。これは693万、人勧で上がるという他に上がっているわけだから、その差額は前年度とどのくらい上がっているのかという質問なんです。予算書見ても給料がどのくらい上

がっているのかというのは、みれないでしょ。だから、それを聞いている訳ですよ。それをあなた、定期昇給だけだっただけから、それなら勤務評定は要らないだろうって話しですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 26年度予算の資料でいきますと、定期昇給、それに伴う昇格については本年度予算で477万9千円を見込んでいます。

また、詳細についてどの程度の金額かということは、後で説明させていただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 一般職の職員の給与等に関する条例の改正ということではありますが、職員の身分についていくつか伺いたいと思います。

いわゆる有給休暇ありますよね。この執行率。時間も押してますので、端的にいいですが、御宿町サンデーオープン、それから土曜日等の検診ですね、各種イベント、それから町民の説明、夜間等の説明。防災はこれは条例に基づく、法令に基づく事務だと理解しておりますけれど。そういう中で、有休の執行率が近年下がってきているという状況ですね。今般2,000円の引上げということでもありますけれども、やっぱり有休は100%取っていただくということじゃないんですか。

それからもう1つあります。水曜日の夕方によく5時30分ぐらいですか。放送してますが、あれはなんですか。ノー残業デーですからと耳に残ってますけど、正確なものはわかりませんが、それはどういう意味なんですかね。あれはね、逆に言えば、他の曜日は残業しろって聞こえますよ。私聞いてて。残業しろってことを命令してるんですか。そんなことできるんですか。今般の法律、21日で終わりますけどね、通りませんよね。廃案ですよ。いわゆるホワイトカラーエクゼンプション。その先はどうするんですか。どこに書いてあるんですか。その法令は。様々なイベントありますよ。土日働いていただいてありがたいと思います。しかし、そんな意欲だけじゃ職員勤まりませんよ。まさしく勤労の意欲下がってしまうじゃないですか。あつたとしても続きませんよ。きちんと正してちゃんと勤務時間の中に仕事が終わるようにすべきじゃないですか。それと、必要があればきちんとした手当、残業手当をきちんと、判子がないから払わないと。全部払ってるとおっしゃるかもしれませんが、それでいいんですか。まったくおかしいですよ。さっきの話しも全く同じ身分じゃないですか。職員で、本来であれば、こ

れから御宿町を育てる、日本国を世界に羽ばたくそういう子ども達を預かり、育てる一般職であっていいと私は思いますよ。別表にそういう項目を設ければいいじゃないですか。そういうことも含めて、私は改善すべき点がたくさんあると思いますよ。働いた分きちんとその手当をだすと。だからいろんな病気、健康問題、たぶん他の市町村より御宿町は休職率が高いんじゃないんですか。だからこういう答弁になっちゃうんですよ。まさに現しているじゃないですか。普通の事務がきちんとできていれば、今日の答弁は全て一発回答できる話じゃないですか。私ね、今日、この議案、本会議、時間かかっても30分、1時間で終わると踏んできましたよ。なんで1回できちんとした答弁ができないんですか。それはそういう事務の積上げだからですよ。日々の。そこを改めること、それが町民のサービスに直結するんじゃないですか。そういうことじゃないんですか。今後事務について町長に伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご指摘の残業に係ることですが、議員さんもお承知だと思いますけど、現実的にですね、5時15分で仕事が終わっていません。その能力、同じ仕事であっても例えば具体的に1時間で終わる職員と、2時間で終わる職員がいます。そういう状況の中での能力評価は非常に難しいんですよ。そういう中で、基本的には5時15分で帰ることが普通の形態というか、形なんですけど、やはり今の状況を見ましても仕事量は多くなっています。そう中で、現実的になかなかきちんと決めてやって5時15分、5時半に帰る人、当然いますよ。しかしながら延びる人もいます。それをどういう評価をするかということは、私も全体を見てますけれど、課長にもきちんと把握してもらっています。各課長に。そういう中で、とにかく第一は、町民の皆さんに迷惑がかかったりしないサービスをもっとしていくという基本的に考えて、今、行政を執行しているわけでありまして。そういう中で、能力をいかに量るかということ是非常に難しいんですけど、そういう中で努めています。ノー残業、仕事がこのっちゃうということでございますね。その手当についても、残業手当についても、やはりそれは具体的には課長に判断を任せる。私が全体を見て、逆に気づくこともありますけれど、そういう時は私の方から指示しますが、基本的には課長に任せてあります。そういうことでご理解をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。今、町長の発言、大変私問題だと思うんですね。基本的には就業時間の中で、きちんと仕事を終わらせるという考えは、あなたの中にはないん

ですか。その他に町民の要件ありますよ。しかし、仕事としての基本というのは、定められてるんじゃないですか。その中できちんと仕事をする、完結をする。これ基本じゃないんですか。違うんですか。日本国はそんなふうになっているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） おっしゃるとおりです。私もおなじ考えでございますけどね。現実的にはなかなか5時15分で帰った場合は、やはり少し仕事が残ってしまう。できるだけ早く仕上げる仕事しなければいけないと、そういうことがあるわけですよ。現実的に。それはやはり町民へのサービスのためにそういうことで各個人の判断、課長の判断があるわけでありまして、執務時間は5時15分と決められていますから、今後もきちんと終わるように、そのように時間内でできるように指示し、努力させていただきますけれど、現実にはなかなかきちんと時間内に終わらないということを申し上げました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 町長それはご自身で、改善するつもりはないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 改善いたします。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表と後ろに添付しております資料をご覧くださいと思います。

本条例につきましては、昨年12月定例会でご承認戴きました任期付職員に関する条例でございますが、給与条例に合わせ、任期付職員のうち「任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項に規定いたします「高度な専門知識又は優れた見識を有する者」であります特定任期付職員、これについては、弁護士や医師等の高度な知識とすぐれた見識を持つ者と想定しておりますが、この給与を改訂するものでございまして、実際には該当者はおりませんが、条例については整備しておくものでございます。

新旧対照表の1ページ、第1条関係は給料表の改正をしております。

1号給から3号給までは2,000円、4・5号給につきましては1,000円引き上げています。

次に、新旧対照表2ページ、第2条関係は、特定任期付職員については、勤勉手当が無いため、期末手当の加算となり、平成26年度12月支給分の期末手当に、勧告で出されました「100分の15月分」を加算しまして、「100分の155」から「100分の170」とするものです。

新旧対照表3ページの第3条関係は、平成27年度からは、期末手当の勧告増加分「100分の15月分」を2で割り、「100分の7.5月分」を改訂前の分にそれぞれ追加しまして、6月分、12月分ともに、「100分の155」とするものです。

なお、先ほどご説明しましたが、該当者はおりませんので、この条例改正による予算への影響はございません。以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。この案の条例にかかる職については、今期、募集するつもりはあるのかないのかだけをお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 任期付職員の募集としてよろしいでしょうか。これは必要に応じて、そのように考えております。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第4号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算第3号について議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 議案第4号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算案第3号についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条「収益的収入及び支出」でございますが、支出予算の第1款 水道事業費用、第1項 営業費用を3,464千円減額し、補正後の水道事業費用の総額を331,949千円とするものです。

減額に伴う資金の振分けにつきましては、当年度純利益見込額にて収支調整いたします。

補正の内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定、並びに人事異動に伴う人件費の調整であり、詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の第1款、水道事業費用、第1項、営業費用でございますが、第2目、配水及び給水費で1,584千円の減額、第3目 総係費で1,880千円の減額であり、ともに第1節、給料から第4節、法定福利費まで、所要の影響額を踏まえ調整いたしました。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算の減額に伴い、当年度純利益見込額の調整を行い、資金の見込期末残高は728,393,732円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第5号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第2号について議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第5号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案第2号についてご説明いたします。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,205万3千円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、人事院勧告等による国民健康保険担当職員の給与費等の増額を行うものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

5ページをお開きください。歳入の明細から説明いたします。

8款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、補正額34万円の増額は、職員給与費に充当するための一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出についてご説明します。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、補正額34万円の増額は人事院勧告等に伴う国保担当職員の手当の増額でございます。以上で、説明を終わります。

なお、本補正予算については、平成26年11月10日開催の第3回町国民健康保険運営協議会にてご承認を頂いておりますことを申し添えます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第6号 平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算第2号について議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは議案第6号、平成26年度御宿町介護保険特別会計補正予算案第2号についてご説明いたします。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ63万円1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,159万円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、人事院勧告等による介護保険担当職員の給与費等の増額を行うものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

4ページをお開きください。歳入の明細から説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金介護予防事業、補正額2万2千円の減額は、国の法定負担分が介護予防事業に係る人件費の調整により減額となりました。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業等、補正額5万7千円の増額は、包括的支援事業に係る人件費の国の法定負担分の人事院勧告等による増額分でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額2万6千円の減額は、3款同様、介護予防事業に関する支払基金の法定負担分でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業、補正額1万1千円の減額は、3款同様、介護予防事業に関する県の法定負担分でございます。

2目地域支援事業交付金、包括的支援事業等、補正額2万8千円の増額は、3款同様、包括的支援事業に係る人件費の県の法定負担分の人事院勧告等による増額分でございます。

5ページ6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、介護予防事業、補正額1万1千円の減額は、3款同様、介護予防事業に関する町の法定負担分でございます。

3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業等、補正額2万8千円の増額は、3款同様、包括的支援事業に係る人件費の町の法定負担分の人事院勧告等による増額分でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万6千円の増額は、平成25年度からの繰越金を充当し、収支の均衡を図りました。

続きまして、6 ページをお開きください。歳出についてご説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 57 万 2 千円は、人事院勧告等に伴う介護保険担当職員の人件費の増額でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費、補正額 8 万 7 千円の減額は、介護担当職員の育児休暇による減額分でございます。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業・任意事業費、補正額 14 万 6 千円の増額は、人事院勧告等に伴う支援事業担当職員の人件費の増額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより議案第 6 号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第 9、議案第 7 号 平成 26 年度御宿町一般会計補正予算第 3 号について議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第 7 号平成 26 年度御宿町一般会計補正予算案第 3 号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ515万4千円を追加し、補正後の予算総額を31億7,457万6千円とするものです。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。7ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算ですが、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の515万4千円ですが、前年度からの純繰越金を追加し収支の均衡を図りました。

越金の515万4千円ですが、前年度からの純繰越金を追加いたしまして収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として、515万4千円を追加するものでございます。

8ページをお開きください。歳出予算でございますが、1款議会費から9款教育費までの追加及び減額は人事院勧告等に基づく給与改定、及び人事異動等に伴う調整でございます。

これらの歳出予算の合計額は515万4千円となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より、あいさつがあります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成 26 年第 1 回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、冒頭申し上げました 7 議案についてご審議いただきましたが、議員の皆さま方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

どうぞ今後ともよろしくご指導ご協力のほどをお願いを申し上げますとともに、健康には十分ご留意されまして、これからもご活躍されますことをお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 議員各位には、慎重審議をいただきありがとうございました。これから、日増しに寒さが厳しくなって参ります。お体に十分ご留意くださいますようお願いいたします。以上で、平成 26 年御宿町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

(午後 12 時 16 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 4月16日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 石 井 芳 清

署 名 議 員 土 井 茂 夫